



21消安第1719号

平成21年5月18日

都道府県動物薬事主務部長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

動物に用いられる人用医薬品の人用医薬品卸売販売業からの販売について

このことについて、先般、厚生労働省より薬事法の一部を改正する法律等の施行等について（平成21年5月8日付け薬発第0508003号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「通知」という。）が発出され、薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）による改正後の薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第138条第15号に規定する卸売販売業の販売等の相手方として厚生労働大臣が適当と認めるものとして、通知4（1）㊦カにおいて「動物飼育施設の長であって獣医師の指示書に基づき、注射用水等の人畜共通に用いられる医薬品を使用するもの」が規定されたところですが、この運用に当たっての留意点は下記のとおりとするので、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

動物飼育施設の長が人用医薬品の卸売販売業者から注射用水等の人畜共通に用いられる医薬品を購入する場合は、原則として、当該使用する注射用水等が必要となる注射剤に係る指示書の原本又はその写しを当該卸売販売業者に提出するものとする。ただし、人畜共通に用いられる医薬品であって当該医薬品の使用に係る指示書が通常作成されない消毒薬等については、当該動物飼育施設において、獣医師により適切に医薬品の使用について指示が行われていることを確認する書類として、当該動物飼育施設に対し過去3月以内に発行された指示書を提出し、通知の要件を満たしていることについて販売業者の確認を受けることとする。